

児童手当・特例給付 認定請求書

(宛先) 稲沢市長

※受付番号	
提出年月日	令和 . .
※受付確認年月日	

請 求 者	(ふりがな)		性別	男 ・ 女	生年月日	昭和 平成 . .
	氏名					
	住所	〒 稲沢市	個人番号			

1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)

(上欄と異なる場合に記入してください)

電話番号

者	配偶者等 有・無	配偶者等の氏名及び同意書	(課税情報の確認に係る同意(配偶者用)) 児童手当又は特例給付支給要件の該当性を審査するため、市民税の課税資料によって所得の状況を稲沢市が確認することに同意します。	配偶者等の住所	ア.同居 イ.別居 住所: (上欄と異なる場合に記入してください)
		配偶者等の個人番号		1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、6～12月分は本年)	
		配偶者等の職業		ア.被用者 ウ.被用者等でない者 (請求者の扶養家族等)	イ.公務員(勤務先: )

氏名	続柄	生年月日	同居・別居	住所	監護の有無	生計関係	留学をしている場合の出国年月	※該当する部分に○印			
								児童との関係	3歳未満	3歳以上小学生	中学生
		平成・令和 . .	同・別		有・無	同一・維持	平成・令和 . .	未成年後見人・父母指定者・同居父母			
		平成・令和 . .	同・別		有・無	同一・維持	平成・令和 . .	未成年後見人・父母指定者・同居父母			
		平成・令和 . .	同・別		有・無	同一・維持	平成・令和 . .	未成年後見人・父母指定者・同居父母			
		平成・令和 . .	同・別		有・無	同一・維持	平成・令和 . .	未成年後見人・父母指定者・同居父母			
		平成・令和 . .	同・別		有・無	同一・維持	平成・令和 . .	未成年後見人・父母指定者・同居父母			

加入している公的年金制度の種類	ア.厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合には括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教員共済 ( ) 国家公務員共済 ( ) 地方公務員等共済	イ.国民年金 ウ.その他 ( )	職業	ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者
金融機関	銀行 金庫 農協	支店 営業部 出張所	口座番号	普通貯蓄
				請求者と 同じ名義である <input type="checkbox"/>

※審査		請求者の扶養親族等及び児童の数	人	所得の状況	令和 年度の所得額		
令和 年度の所得の合計額					円	(請求者)	
雑損控除		[うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数]	人	所得の状況	(配偶者)	円	
医療費控除					譲渡所得	有・無	配偶者の所得の合計額
小規模企業共済等掛金控除		※認定・却下	※区分	児童手当・特例給付		※手当月額	
障害者控除 人				3歳未満	千円		
特別障害者控除 人				※認定・却下年月日	※支給開始年月	3歳以上小学生1・2子	千円
寡婦・ひとり親・勤労学生控除				令和 . .	令和 . .	3歳以上小学生3子	千円
給与所得/公的年金等所得を有する場合の控除額(上限100,000円)	80,000					中学生	千円
控除合計				計	千円		
控除後所得額		備考					
所得制限限度額							

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

※備考	
・マイナンバー	<input type="checkbox"/> 記載あり <input type="checkbox"/> 公簿確認の了承
・健康保険証	<input type="checkbox"/> 書類添付 <input type="checkbox"/> 公簿確認の了承
・金融機関	<input type="checkbox"/> 書類添付 <input type="checkbox"/> 月視確認
・不足書類	( )

注意

- 1 「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 個人番号欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入している公的年金制度の種別」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 「配偶者等の氏名」、「配偶者等の個人番号」、「配偶者等の住所」及び「配偶者等の職業」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
「配偶者等の住所」の欄は、配偶者等が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 「加入している公的年金制度の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
  - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
  - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は、「0」と記入してください。
- 11 「所得の状況」の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。  
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑧ 請求者又は配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - ⑨ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
  - ⑩ 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。